

# 令和4年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬算定について

令和4年度の基本報酬の算定に当たっては、令和3年度と同様、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いないことも可能とする。

サービス	実績算出の考え方	令和3年度の取扱い	令和4年度の取扱い
就労移行支援	過去2年間の就労定着率の実績を踏まえて評価	① 令和元年度及び令和2年度 ② 平成30年度及び令和元年度	① 令和2年度及び令和3年度 ② 平成30年度及び令和元年度
就労定着支援	過去3年間の支援期間の就労定着率の実績を踏まえて評価	① 平成30年度、令和元年度及び令和2年度 ② 平成30年度及び令和元年度（2年間）	① 令和元年度、令和2年度及び令和3年度 ② 平成30年度及び令和元年度（2年間）
就労継続支援A型	5つの評価項目ごとに、主に前年度の実績に応じて評価	[労働時間] ① 令和2年度 ② 令和元年度 ③ 平成30年度 [生産活動] ① 令和元年度及び令和2年度 ② 平成30年度及び令和元年度 ※それ以外の項目は、令和2年度実績で評価	[労働時間] ① 令和3年度 ② 令和元年度 ③ 平成30年度 [生産活動] ① 令和2年度及び令和3年度 ② 平成30年度及び令和元年度 ※それ以外の項目は、令和3年度実績で評価
就労継続支援B型（工賃型）	前年度の平均工賃月額の実績を踏まえて評価	① 令和2年度 ② 令和元年度 ③ 平成30年度 ※「平均工賃月額」に応じた報酬体系の場合	① 令和3年度 ② 令和元年度 ③ 平成30年度 ※「平均工賃月額」に応じた報酬体系の場合

## (参考) 就労継続支援 A 型の基本報酬の算定

- 5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とするスコア方式

※ 従業員配置7.5 : 1、定員20人以下の場合

評価指標		スコア
労働時間	前年度における1日の平均労働時間	5～80点
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況	5～40点
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績	0～35点
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を提供している等、支援力向上に係る取組実績	0～35点
地域連携活動	地元企業と連携した商品開発、施設外就労による働く場の確保等地域と連携した取組実績	0～10点

スコア合計点	基本報酬
170点以上	724単位/日
150点以上170点未満	692単位/日
130点以上150点未満	676単位/日
105点以上130点未満	655単位/日
80点以上105点未満	527単位/日
60点以上80点未満	413単位/日
60点未満	319単位/日

(参考) 就労継続支援 A 型の基本報酬におけるスコア式について

評価指標		判定スコア
労働時間	<b>1日の平均労働時間により評価</b> 7時間以上 : 80点    4時間以上4時間30分未満 : 40点 6時間以上7時間未満 : 70点    3時間以上4時間未満 : 30点 5時間以上6時間未満 : 55点    2時間以上3時間未満 : 20点 4時間30分以上5時間未満 : 45点    2時間未満 : 5点	5～80点 で評価
	<b>前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価</b> 前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。 : 40点 前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。 : 25点 前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。 : 20点 前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。 : 5点	
多様な働き方	<b>利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価</b> 以下、任意の5項目について規程等（就業規則その他これに準ずるものに限る）で定めており、前年度において雇用契約を締結していた利用者の希望により、当該制度を活用した実績があった場合に評価値を各2（実績がない場合は1）として評価（最少0～最大10）した上で、以下3段階の評価。 8以上であること : 35点    6以上であること : 25点    1以上であること : 15点	0～35点 で評価
	①免許及び資格の取得の促進並びに検定の受験の勧奨に関する事項 ②当該就労継続支援 A 型事業所の利用者を、職員（利用者を除く）としての登用する制度に係る試験等の手続、対象者の要件及び採用時期に関する事項 ③在宅勤務に係る労働条件及び服務規律に関する事項 ④フレックスタイム制に係る労働条件に関する事項 ⑤1日の所定労働時間を短縮するに当たり必要な労働条件に関する事項 ⑥早出遅出勤務に係る労働条件に関する事項 ⑦時間を単位として有給休暇を付与又は計画付与制度の取得に関する事項 ⑧従業者が私的に負傷し、又は疾病にかかった場合の療養のための休暇の取得に関する事項	
支援力向上	<b>職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価</b> 以下、任意の5項目について、各項目の取組実績に応じて評価値として各1～2として評価（最少0～最大10）した上で、以下3段階の評価。 8以上であること : 35点    6以上であること : 25点    1以上であること : 15点	0～35点 で評価
	<評価点> ①職員(職業指導員等)の半数以上参加:2点/1名以上参加:1点、②④2回以上の実施:2点/1回:1点 ③実習等への参加及び実習等の受け入れ:2点/実習等への参加又は実習等の受け入れ:1点、⑤～⑧当該項目に該当する場合:2点 ①職員の研修に関する計画に基づく障害者雇用、障害者福祉その他障害者就労に関する外部研修会等の参加又は外部講師による内部研修会の開催状況 ②外部研修会等への講師派遣、学会等での研究発表又は実践報告の実施状況 ③障害者就労に係る先進的な取組を行う他の事業所等への視察若しくは実習への参加又は他の事業所等からの視察等の受入状況 ④販路拡大、事業拡大等に向けた展示会への出展、商談会への参加その他生産活動収益の増加に資するビジネスマッチングに係る取組の実施状況 ⑤昇給、昇格と連動した人事評価制度の整備状況 ⑥障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修の修了し、利用者の就労又は生産活動等の支援を実施するピアサポートの配置状況 ⑦前年度末日から過去3年以内の福祉サービス第三者評価の受審状況 ⑧国際標準化機構が制定したマネジメントシステム規格等の認証取得又は更新審査等の受審状況	
地域連携活動	<b>地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価</b> 前年度において、地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した事業や取組を実施した場合に、当該活動の内容及び連携先である企業等の意見又は評価を記録した報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表していることをもって評価する。 1事例以上ある場合 : 10点	0～10点 で評価

合計

点

200点